

## 移民マイノリティと問われる「フランス的統合」

宮 島 喬

### 1. 移民人口の交替と変容

あらためて言うまでもなく、フランスはヨーロッパ有数の「移民国」(pays d'immigration)である。ところが、その「移民」のあり方は、同国の国籍法の作用ともあいまって、外国人人口の規模ではとうてい測れない広がりをもつようになっている。1999年国勢調査によれば、在仏外国人人口が325万人余であるのに対し、移民(フランス国外で非フランス国籍者として生まれ、現在、フランス国内に在住する者)は、約430万人に達している(INSEE, 2001)。なお、移民人口の出身国(地域)をみると、南ヨーロッパ三国(現EU構成国)とマグレブ三国の数がまったく拮抗していること、また、現在の外国人人口の国籍分布とはかなりのズレを示していることは興味ぶかい(表1)。

表1 フランスにおける移民、外国人と主な国籍、出身国(地域)(1000人)

国籍・出身国(地域)	スペイン	イタリア	ポルトガル	アルジェリア	モロッコ	チュニジア	旧仏植民地 地アフリカ	トルコ	その他	合計
移民	316	378	571	574	522	201	276	174	1295	4306
外国人	160	200	555	475	506	161	211	208	782	3258

(1999年国勢調査より)

もしこれに、厳密な定義では「移民」とはいえない、フランス生まれの移民の子どもまでを加えると、どうなるだろうか。推計では、「移民の子ども」は約308万人という数字が示されていて(Richard, 2005: 57)、これを機械的に加算すると、630万人以上となるが、「移民の子ども」も移民(上の定義による)であるという場合があるから、大雑把な差し引きで、約550万人ほどが、移民およびその子どもたちであると推定される。

その子どもも含めて広義の「移民」を捉えるという視点に立つと、フランス人口の約10パーセントが移民人口であるということになる。そしてこの内、「外国人」である者は、推定約4割にすぎない。まさに移民人口の「国民化」「フランス人化」といってよいだろう。ということとは、法的には権利上区別のない「フランス国民」でありながら、しかしその出自、生活・文化習慣、身体的特徴などで独自性を持ち、外部からは差異的カテゴリー化(差別)を受けやすい個人

が、そこに相当な割合で含まれるということである。また、文化資本の観点を導入するなら、ネイティブではない(非フランス的)出身文化環境のゆえに社会・文化的なハンディキャップを負っている諸個人が、相当な割合で含まれていると推定される。

とすれば、移民のより平等な社会的受け入れを実現するには、おもに国籍による権利差別の除去に力点をおいた法的対応——とりわけ帰化など国籍取得推進政策——では不十分であることが推測されよう。また「統合」の理念をイデオロギー教化よろしく語りかけるだけでも足りない。じっさい、「フランス人にする」と、すなわち国籍取得を容易にすることは、この国で長らく彼らの地位改善の重要な手段と考えられてきて、国籍取得件数は、90年代後半の年間の平均で878,162件と、非常に大きなサイズに達している(SOPEMI 2004, 354)。だが、それがどれだけ社会のなかでの平等を保障したのだろうか。

いっぽう、「統合」(intégration)とは、しばしば官製ターム化しているが、また多様な意味でも使われ、P. ヴェイユは、「求められる結果が、文化変容の最終段階として、公的領域における文化的相違が消滅するような適応のプロセス」(Weil, 2005, 47)と定義づけている。したがって、それは学校教育、市民教育を通して目指される移民たちのある方向への社会化を意味し、「公的領域で」という限定の下にだが、「同化」の意味をも一つの要素として含むといてよい。そのように彼らが統合されることが平等な社会参加の条件であると多くの識者、関係者は考えてきたが、それはむしろ異なるレベルの事柄ではないか、と感じる移民第二世代も生まれている。言語や価値受容の点ではフランス人と変わらず、努力し、バカロレア(中等教育修了資格)まで取得したのに、雇用など社会的場面では排除されている、という実感を抱く者がたちがそれである。

だから、問題はこう立てられよう。出身環境をさまざまに異にする移民たちが、「フランス国民」化し、その価値と行動様式において統合され、「共和国モデル」に従うようになっても、彼らの社会的な不利あるいは差別は必ずしも減じられることなく、学業挫折、失業、雇用不安、その他社会的排除(住宅など)をこうもっている存在である。とすれば、外国人のみならず、「フランス人」の内部についても、出自による多様性や生活条件の相違などを経験的に識別しながら、ターゲットのより絞られた政策が求められるのではないか。

## 2. 移民の多様性：認識は進んだか

ここで、多様性の視点にあえて立ってみたい。フランスの移民人口は、少なくとも出自からみるかぎり異質かつ多様(hétérogène)である。表1の数字を大雑把に整理すると、ヨーロッパ系と、マグレブ系がそれぞれ120~130万人とほぼ拮抗していて、東南アジア系、ブラック・アフリカ系、トルコ、その他となっている。この多様性はフランスの特徴である。地域における移民のあり方をみると、今やEU市民でもある南欧出身移民が就労その他の面で比較的フランス人市民と近いのに対し、その他の移民たちが恵まれない(défavorisé)諸集団をなしていることは否定できない。行政もこれを、ヨーロッパ系の移民や、代々のフランス人の集団となんら区別な

く扱うというわけにはいかないだろう。

こころみに、1990年代末のパリ市にほとんど隣接する北郊の適正家賃住宅（HLM）の集中するコミユヌである、ラ・クールヌーヴ市のあるコレージュ（公立中学校）のークラスの生徒55人についてなされた聞き取り調査を参照する（Lepoutre, 2005, 62～63）。そのほとんどが移民の出身者であることは驚くべきで、彼らの出自、職業階層がこう報告されている。すなわちマグレブ系19人（アルジェリア13、モロッコ6）、東南アジア7人（カンボジア5、ベトナム2）、インド亜大陸（旧フランス領7、パキスタン1）、ブラックアフリカ系5人（マリ2、ザイール、セネガル、コモロ各1）、ポルトガル2、トルコ（クルド系）2、ハイチ1、フランス9（うち海外県・海外領7）。父親の社会職業カテゴリーを尋ねると、労働者31人、事務員12人、中間的職業5人、職人3人となっている。

そして、上記の公立中学校は、後に述べる「教育優先地域」（Zone d'Education Prioritaire, ZEP）に当然ながら含まれているのである。移民の子どもたちは、文化的にはさらに区々に分かれる。彼らのマジョリティはたしかにフランコフォン（フランス語圏出身者）であるが、しかしパキスタン系やトルコ系はそうではない。後者は適応上、少なくとも言語文化面で、フランコフォンにはない固有の困難を抱えていて、それは相応の考察を要する。

また、生徒たちの出身が大きくフランコフォンに分類されるにしても、母語が重要なリソースをなして、そこでさまざまな分化がみられるのが実際である<sup>1</sup>。また、フランコフォンであるとはいっても、親たちの故国での教育経験が乏しく、在仏の現在でもフランス語の読み書きという文字文化がほとんど家庭内に取り込まれていない移民世帯は少なくない。読み書きが不自由で、家庭に書籍や新聞がほとんどないという家庭はまだ多いといわれ、90年代の調査では「フランス語がほとんどまたはまったく話せない」と答える者が、チュニジア人とモロッコ人の親たちで実に45～60パーセントに達している（宮島, 1997）。ハンディキャップを埋めるなんらかの特別な指導が必要でないとはいえず、当然、それらを確認するのに経験的なデータが必要である。

そうした経験的な移民へのアプローチはフランスでは従来意外なほど少なかった。それは、次に述べるこの国の伝来の「平等」イデオロギーと無関係ではない。すなわち、社会成員の属性、民族的出自に焦点を合わせたデータの収集そのものが困難で（センサスをはじめ、公式統計では事実上禁止）、集団ごとのエスニックな属性を把握し、識別し、「違い」の様相に言及する議論もなかなか許されないという状況があった。

ところが、過去10ほどの間に、あえてそうした議論上、政策上の「タブー」を超えて、移民のおかれている実態を、民族的出自の差異にまで触れて把握しようという試みが現れてきた。それまでほとんど禁句で、使用が控えられてきた「エスニシティ」、「エスニック」などの用語が、分析、記述のなかに導入されてくるのである<sup>2</sup>。そのことは、「平等」の観念、そして移民の平等

的処遇の政策における重点の変化と、実はパラレルに進んだのである。

### 3. フランス的平等と「共和国モデル」

この国の最高行政裁判所で、国の行政の諮問機関でもある国務院(コンセイユ・デタ)は1998年、「平等の原則について」という報告書を公にした。報告書は英、米などのさまざまな論議を紹介している点で、開かれた報告との印象を与えるが、フランス的「平等」観念についてはこれを堅持するというスタンスにあるようである。

歴史的にみれば変遷、偏倚もみられるが、19世紀末から結晶化されるフランスの共和主義の思想的成分には、法の前での平等、主権の担い手としての市民(シトワイアン)の個人への還元、フランス国民の単一不可分性、非宗教性または政教分離などがあげられる。だから共和国市民であることとは、人が、法の前での平等の下、個人として、一切の集合的(文化的、宗教的、民族的など)な所属にかかわりなく、等しく権利を認められることとなる。「その個人とは、孤立した、普遍的な、他者と類似した個であって、そのみがフランスによって承認される人民の構成要素である。過去二世紀間にもそれは弱まることはなく、今日もきわめて重要な法的行為を通してうかがうことができる」(Conseil d'Etat, 1997, 68)。そこで例示されているのは、後にも触れる「フランス人民の構成要素としてのコルシカ人民」という法律上の文言に対する、憲法院の1991年5月の違憲判断である。これは、コルシカ地域圏の自治権能をより強めるための「コルシカ地方団体の地位に関する法律」(ジョクス法)の中で用いられた文言であった。

以上に示されているのは、少なくとも公生活の領域における社会の構成主体は基本的に抽象的・普遍的な個人であることであり、個人の属性、所属など「特殊なもの」は排除されるということである。もちろん、ここでいう「特殊」とは、その所属、属性をカッコに括り、原子的な「個」に還元された個人を「普遍」とした上での「特殊」なのである。

ここで具体的、経験的な地平に立ちもどれば、国勢調査など公式統計においては人々の民族的出自に関するデータの収集は禁止され、その他にも、国や地方公共団体は、宗派別人口や、言語別(母語別)人口のデータも収集、保持しないことになっている。このことのため、たとえば「フランス人の35パーセントは、(フランス語ではない)地域語の一つを話し、理解することができる」といった言説が聞かれるとき、それは往々にしてSOFRESなど、民間世論調査機関のサーベイの結果にもとづく議論なのである。ある論者は、社会科学のほとんどが国家の財政の下で行われているこの国では、この原則に挑戦するのがことのほか難しい、と述べる。では、そうした自前のしっかりしたデータもなしに、たとえば国民教育省は、「地域語」のバカロレア選択科目への導入を認める通達(1970年)を発したのかという疑問が、他国の眼からはすぐに浮かぶ。マイノリティへの施策と必要データとのギャップ、まさにそれは、フランスにおける移民、文化少数者、女性などに関する施策のぶつかる根本的な矛盾をなしているといえる。

なお、オランダで1980年代から行なわれてきた民族的「マイノリティ」の指定と彼らへの特

別措置などは、フランス的平等とは相容れないと論じられてきた。これは、フランスの目からみれば、エスニック・カテゴリーを公式政策に持ちこむ反普遍主義であり、特殊的集団に固有の権利を認める一種のコミュノタリズム<sup>3</sup>とみられてきたのである。

オランダでは、アンティル系、アルバ系（カリブ海南端、ベネズエラ沖の島嶼）、マラッカ系、スリナム系などの旧植民地出身グループ、およびトルコ系、モロッコ系を「マイノリティ」と指定し、政府はこれに特別の施策をほどこしてきたが、それは、社会の周辺部に置かれている移民や植民地出身者を積極的に統合していくためであるとされる。多文化許容のアプローチがとられるが、「統合」(integration)のコンセプトが重視されている点で、フランスと共通する要素もないわけではない。

しかし、すでに示唆したように、このような「共和国モデル」の限界とその修正の不可避性がようやく意識され、論じられるようになった。いな、議論そのものはもう優に20年以上の「歴史」をもつとあってよい。では、いったい何が論じられ、何が変わったのだろうか。

#### 4. 第二世代と社会的統合の危機

どの社会でもそうであるが、移住者の第一世代 (*primo arrivant*) は、言語的不自由さ、母国での社会化の先行、主流社会との社会的距離（とりわけ底辺労働者であること）などのゆえに、ホスト社会では周辺的位置に置かれ、それを自らの努力で変えていくことはむずかしい。当人たちも、その位置を甘受する傾向がある。しかし、第二世代となると違い、教育、社会化はホスト社会内で経験し、親たちの地位からの離脱を望むようになり、おのずと主流社会への参入が開始されると期待される。実際には、そうした議論は、文化資本の一朝一夕には解消されない困難さや、周囲からのレイベリングを過小評価しているものであるが、社会的通念のなかで生きている。フランスでは、たとえば「イタリア人は、第二世代になるとフランス人に成りきる」といったたぐいの適応の神話が語られたものである（イヴ・モンタン、ピエール・カルダンなどの成功せるイタリア移民の「モデル」がよく言及される）。

しかし、現代の移民社会は、異なる現実を照らしだした。

リヨン市の郊外、ヴィルユルバン、ヴェニシュー、ヴォーザン・ヴランは工業地帯に近接する昔からの労働者の町だったが、1970年代から住民にマグレブ系が多くを占めるようになる。特にその集中地区の一つ、レ・マンゲットでは20歳以下人口が51パーセントを占め、20パーセントの失業率が記録され（1982年現在）、そこで1981年7月以来、移民第二世代の青少年たちの不満が爆発し、自動車が盗まれ、暴走が組織され、さらに車が焼かれた。これはマルセイユやアヴィニオンにも飛び火し、その夏、フランス全体の「問題地区」（カルティエ・サンシブル）で焼かれた車は250台に達した（Anderson & Vieillard-Baron, 2000, 24）。出来事はマスメディアによって大きく報道され、政府は調査団を派遣した。失業、学業挫折の深刻さ、そしてその背後にあるもの

として、彼らへの社会的差別と、彼ら自身の学業挫折が指摘されたのであった。教員組合 (SGEN-CFDT) は、パリ郊外の町々やリヨン市郊外レ・マンゲットで学校の内なる学習困難、落第、衝突などさまざまな問題が起こっているが、その責任は全面的に学校に帰せられるものではない、と声明する。

発足間もないミッテラン-モーロワ政権だっただけに、この出来事に敏感で、社会的次元で問題を捉える傾向が強く、また下地として、かねてアメリカのアファーマティヴ・アクションの「実験」や、イギリスでハロルド・ウィルソン労働党政権下でとられた「優先教育地区」(Educational Priority Area) への関心ももたれていた。こうしてレ・マンゲットに端を発する政治、行政、教育界の議論は急速に、抽象的、画一的な対応ではなく、社会的背景を考慮した具体的な「特別な措置を」という方向を指向しはじめる。国民教育相アラン・サヴァリの下での「優先教育地域」(ZEP) の創設、全国的展開は、その直接の帰結とされる。当時の証言として「外国出身の児童生徒の存在—約 30 パーセント—は、ある学校を ZEP に組み入れるかどうかという時、決定的要因となった」(Weil, 1991: 261) という指摘がある。

ここに、言葉のうえでは同じく「平等」という響きをもちながらも、「フランス的平等」とは異なる (ときに正反対とさえ見える) 理念が登場していることに気づく。それは「公正」「衡平」と訳されることの多い「エクイティ (equity)」(フランス語では *équité*) の概念にほかならない。

## 5. 「エクイティ」の意味するもの

単純化の危険を恐れずにいえ、エキテとは、形式面で捉えられた平等、すなわエガリテに対し、実質的平等を志向する観念とってよい。英米法の中で発達をみたものに「衡平法」(equity) がある。すなわち、コモン・ローを実施する場合に、具体的な事案に即してその形式性による欠陥を補い、矯正するために生まれた実際的な法の考え方がそれであるとされる。「エキテ」それ自体は、アリストテレースに遡る歴史をもち、むろんフランス語のなかにも、その用法がある。それは、「正-不正の感情にもとづいて行為を規制する力」といった意味で用いられ、かのヴィクトル・ユゴーは、「道徳世界はエキテにもとづく」と書いている (『プティ・ロベール』)。つまりは、量的に等しいこと、均一であることという含意 (エガリテのそれ) ではなく、正義にかなっているか、公正であるか、といった倫理的考量の次元を含んだ言葉なのである。今、ここではエクイティの法的概念には立ち入らないが、そうした法思考の伝統があることが、たとえば 20 世紀後半のアングロ=サクソン世界で展開されたアファーマティヴ・アクションと無関係ではないと思われる。

そして福祉国家化が進んだ現代では、あらためてその再定式化が求められるようになった。アメリカの法哲学者ジョン・ロールズが、「正義」(justice), 「公正」(fairness) の問題としてこれを展開したことは知られているが、それはほぼ次のように要約できよう。「偶然」によって恵まれた社会的位置に産み落とされた人々の人生の可能性は、能力、才能、社会経済的条件ゆえに有利

となってくるであろうが、これらを一つの社会の共同の資産とみなし、彼らとは異なって不利な条件の下にある人々のために利用されるべきで、したがって後者の不利を埋め合わせるために格差づけによるその再配分が正当化されうるものと考え、それが衡平とか公正の観念である（ロールズ、1979 など）。

きわめて示唆的なことに、ロールズは、フランス革命の有名な三つの標語である、「自由」「平等」「友愛（博愛）」のうち、従来民主主義理論において明確な位置を与えられてこず、その社会的インプリケーションもほとんど引き出されることのなかった「友愛」（fraternité）に光をあて、上に言う格差づけの原理（difference principle）と対応させている（同、179）。そして、かれの整理によれば、上の三標語のうち「平等」は、公正な「機会の平等」へと対応づけられるのである。

「友愛」の観念は、現実の平等をめぐる論争のなかで、どのような形式で主張されるのだろうか。アフアマティヴ・アクションに関わる係争（たとえばカリフォルニア大学医学部の不合格に異議を唱えた白人男性バッキーの訴え）を思い起こしたい。原告側はつねに「差別」を訴え、平等権を主張するのに対し、バッキー事件で大学の措置を擁護した1978年の米連邦最高裁の多数意見は、「平等」の原理を決定的なものとしてはもち出さず、むしろより広い「正義」、「抑圧的でない社会」、「人種を意識しない社会」といった言葉をキー的に用いていたことに、あらためて気づく（ストーン、1989 など）。

フランスでも伝統的に「形式的平等」と「実質的平等」とを対置する議論は行なわれてきた。「フランスは非宗教的・民主的・社会的共和国である」（憲法第一条、傍点宮島）と宣言するとき、その「社会的」共和国の意味するもののなかに、資産、所得、地位、年齢、障害の有無、等々に応じた市民の差別的な処遇、相応した法的扱いが含意されていることは明らかである。また、エキテとエガリテを対立的に語ることに反対し、エキテの意義を位置付けようとするフラン人移民研究者も現われている。M. ヴィーヴィオルカの言葉を引用しよう。

「エガリテとエキテを対立させる議論はこの両者を同じレベルに置き、同じオーダーのものとして一つの価値のいずれかを選択させようとする点で、間違っ立てられている。そうではなく、エガリテは目的、達すべき地平であり、エキテは一手段だということが了解されなければならない。とすれば、両者を同じ過程の中で結びつけることが可能であり、望ましい。まさにそれが、社会的次元で多文化主義政策を提起したいとする企てである。ただし、十分周到に考慮され準備されることが条件である。エキテがエガリテに貢献するとき、個々人の有利さが一集団（または一領域）に譲り与えられ、その成員たちが他の人々と同じ成功や社会的上昇のチャンスを用いることができるとき、・・・民主主義をより豊かにし、集合的連帯を強固にする一要因がそこにある、ということである」（Wiewiorka, 2001, 93）。

## 6. アングロ=サクソン理論との対比

しかし、エガリテとエキテをこのように目的-手段の関係に位置づけ、相補性において捉えることは、はたして予定調和論的な議論ではないかどうか。移民マイノリティの実際の処遇にエクイティの観念がどのように具体化され、適用されていくかをみると、フランス的統合の含意する「平等」観とは必ずしも相容れない帰結がみちびかれていることがわかる。

ここで、アングロ=サクソン系の実際的な見方を知るため、S. カッスルズの主張を聞こう。かれは、「多文化主義」を標榜するオーストラリアの論議を踏まえながら、「エクイティとは、形式的平等と実際の相違との緊張を、不利な集団の意思決定への参加を確保するメカニズムを通じて、またバリアーを壊しさまざまな要求、欲求をみだす特別な政策を通して、解消していくことを意味する」としている。その上で、次のように論じる (Castles, 1994)。

このエクイティは、市民権のあり方に対し、以下のような諸原理を提起する (ibid. 16)。

- 1) 市民権の平等をその出発点に置く。法の下での全成員の平等であり、正規の市民になっていない者 (最近の移住者) に対しても、可能なかぎり権利をあたえる。
- 2) 形式的な権利の平等が必ずしも尊敬、資源、機会、福祉の平等をみちびくものではないことを認めること。
- 3) 集団を代表させ、参加させるための仕組みを確立すること。
- 4) 異なる特性、要求、欲求をもった人々について差別的待遇を行なうこと。

以上の4点のなかで、1) は、フランスで強調される「法の下での平等」の念とほぼ全面的に重なるといえよう。雇用、社会保障、政治参加などの分野での、他者と差別的扱いを受けない権利がそれであろう。2) については、認識の上では、経験的に実態を知ろうとするフランスの研究者、政策担当者におおむね共有されてきているといえる。しかし、3) 4) については、フランスの政策担当者、識者の認識との間にギャップはあるだろう。

3) は、このような集団およびその権利の承認が、コミュニタリズム、つまり民族コミュニティの排他的な文化・アイデンティティの承認要求や、その利益集団化につながるかどうか、と懸念する声は依然として大きい。4) については、文化的異質性に対する配慮という意味にとるとき、フランスではおそらくまだ留保的態度が少なくないだろう。

また、上のような認識から、移民マイノリティ処遇のアングロ=サクソン・モデル、すなわち多文化容認とアファーマティヴ・アクションの組み合わせモデルへの移行が可能となるだろうか。フランスでは簡単にそうはいかないとすれば、フランス的文脈でさらに論議されなければならないことは何なのだろうか。

## 7. 「積極的差別」政策のフランス的発想

以上に答えるには、フランスの現実にも立ちもどる必要がある。一方で、移民の第二世代への交



替が大幅に進んでも、かれらの社会的地位の周辺性はいっこうに解消されていないことが認識され、有効な統合、参加促進の施策の必要が認識され、他方では、「フランス的平等」の観念を、移民たちの実態（たとえばマグレブ移民子弟の高失業率、トルコ移民子弟の言語的ハンディと高落第率など）に対応させて修正し、再定義する必要が感じられるようになっている。1980年代から90年代初めまでの社会党主導の政権の下で、アングロ=サクソン世界の動向も踏まえたうえでの議論の成熟が進み、ZEPのように新たな施策化も進んだ。だが、二つの論点は残りつづける。

その第一は、コミュニタリズムへの抵抗感と移民たちへの施策を、どのように調和させるかである。じっさい、事実上移民マイノリティの存在を認め、その地位向上を目的に掲げる高等統合審議会（HCI）も、公式ステートメントとしては次のように述べていた。

「フランス的統合モデルは、平等の原理に立脚するので、民族的マイノリティに特別な地位を付与するような『マイノリティの論理』とは相容れない。・・・マイノリティのコミュニティの承認は、解決にならない。・・・したがって、コミュニティを硬直させ隔離するような集合的権利によって構成された諸コミュニティを承認しないことが肝要である。さもないと、セグリゲーションという深刻なリスクが生じるだろう」（HCI, 1993: 8~9）。

もっとも、原則と実態の間には許容されるあいまいなスペースがある。たとえば宗教や民族的慣行にもとづく要求が、私生活の領域をこえて公的生活になんらかの帰結をもたらす場合でも、機械的に拒否されるものではない。たとえば軍隊、病院、学校のような場で、人々が宗教的儀礼に関して一定の食物を必要とするとき、それはほとんど問題なく認められる。また、公務員が、自分の属する宗教宗派の祭礼に参加するために休暇をとることは、当人個人の求めがあれば、許可されることになっている（1976年大臣通達）。国務院も、こうした要求を「平等の原則」の名において認めている（Conseil d'Etat, 1997: 77）。ただし、それが、何らかの団体やカテゴリーの名によってではなく、関係する個人によって個々に申請されることが、認められる要件である。

いっぽう、「コミュニタリズムではないか」という批判を受けつつも、移民たちと有意味な関係を結ぶために、行政がグループ単位で接触をもとうとすることもあった。たとえばマルセイユ市のロベール・ヴィグラー市長（1989~95年）の下で設けられた一種の諮問機関「マルセイユ・エスペランス」は、著名な例といえる。市は、カトリック、プロテスタント、ムスリム、ユダヤ教徒、アルメニア教徒など、市内の民族・宗教グループを認知し、補助金を与え、その代表者たちを（公式の手続きを経てではないが）そこに集めたものである。この施策によって、同市政が、移民たちに多様なアイデンティティ表出を可能にし、同時に「マルセイユっ子」意識を扶植したともいわれる（宮島, 2004, 146~47）。

以上と関係するのであるが、いま一つの論点に、従来の「フランス的統合」を超えるのに、どこまで移民たちのアイデンティティを、その多様性を容れうるのかという問題があろう。この点

で、再び、高等統合審議会の言葉を参照してみたい。

「統合とは、結局のところ、文化の問題である。移民たちはわが国にずっと引き続き定住し、子どもを育てることを決意したわけで、まさにそれゆえ、意識すると否とを問わず、一つの歴史、伝統、そして価値体系によって定義された国民共同体を選択したことになる。・・・以上からすると、‘相違への権利’とか‘多文化社会’といった表現はあまりにも曖昧であることがわかる」(1992, 33)。

アングロ=サクソン世界における移民の社会学においては、「アイデンティティ」についてはたいてい、移民たちは出身社会との精神的・文化的繋がりを断っては生きていけないもので、ホスト社会の価値への同一化は複雑な漸進的なプロセスであるということが強調されている (Rex, 1996)。フランスの議論はそれに比べ、アイデンティティについて語るのを暗に避けるか、出身社会との文化的繋がりを当然視するような見方にくみせず、むしろそれに対して警戒的でさえある。イギリス社会ではパキスタン系ムスリムの児童・生徒の多い学校で、親の求めに応じてウルドゥー語の教育が行なわれる。放課後の時間にイマームが訪れ、希望者にコーランを教えることはありえないことではない。しかし、フランスでは、たとえばマグレブ系の児童生徒の多い学校(前記のラ・クルヌーヴの中学校のような)でも、選択にせよアラビア語やベルベル語の授業が設けられる可能性はほとんどない。ましてコーランの授業が公立学校の場を借りるということとはありえないこととされる。

それに変化の兆しがみえるだろうか。ここで少なくとも、移民の研究や調査に携わる人々に限れば、ジャコビニズム批判はいわゆるタブーではなくなり、エスニシティのコンセプトの使用もさして抵抗のないものになっている。ただ、アイデンティティの「多様性」それ自体を肯定的に捉え、権利と結びつけることや、公的生活領域における非宗教性の原則を緩和することには、依然として抵抗は大きい。

### 結びに代えて

ZEPが施行され、その後1990年代においては、コルシカ特別地位法やパリテ法の制定、地域言語・マイノリティ言語欧州憲章批准などをめぐって、マイノリティの存在を認知するか、特別措置を容認するか、が論議の対象となってきた(宮島, 2004: 172以下)。それらでは、「コルシカ人民」、「女性」「(民族)マイノリティ」など、普遍主義に抵触するとして退けられてきた「人」の集団ないしカテゴリーが言及され、施策の対象とされている。ここには、「反差別」そしてマイノリティの地位向上というフランスも最優先せねばならない課題、およびフランスを取り巻く環境の変化が反映されている。後者については、地域分権のいっそうの推進の必要、文化・民族的少数者の権利保護というEUの方向づけ、そして他国に比して遅れた女性の政治進出の促進の要請などがあげられる。

しかし、以上に対する抵抗も大きい。司法、とりわけ憲法院は、フランス国民の一体不可分という見方を崩さず、法の中で、国民のなかの一部の集団（性、地域、民族などに関わる）を弁別し、これに特別な権利を認めることには、否とする態度をとってきた。

この司法のカベを突破するために、パリテに関しては、1999年、シラク-ジョスパン政府は、憲法改正を提案し、これを成立させた。改正憲法第3条5項には、議員等の選挙による公職への「女性と男性との均等な接近」という表現がとられていて、法律では地方議員の選挙における政党・会派リストには女・男同数の登載を規定しているが、これは多くの論者にはアファーマティヴ・アクションの意味合いをもつ法律と受け取られている。しかし、上述の「マイノリティ言語憲章」については、憲法院の違憲判決にあえて対抗するような政府側のアクションは起されなかった。

こうしたジグザグな歩みのなかで、論議の焦点となってきたと思われるのは、ある人々の集団なりカテゴリーなりを特定し、対象とすることの是非、そして、かれ・彼女らの文化的要求になんらかの対応を示すことの是非、である。これらのイシューに対し、司法、政策担当者、識者は概して否定的であるといわれるが、果たして統合ヨーロッパ（EU）の目指すところや、社会構造や時代の要請の次第で、これが許されなくなることはないのだろうか。フランス的「例外主義」と呼ばれる独自性追求は、遠からず試練に立たされるかもしれない。

#### 注

- 1 たとえば、2001～2002年度に南フランスのモンペリエ市の受入れ学級に迎えられた、来仏間もない11～16歳の移民青少年415名について行なわれた調査では、マグレブ系（モロッコ人、アルジェリア人、チュニジア人）が82%を占めていたが、かれ・彼女らの間でさえ、その母語は、ベルベル語54%、アラブ語46%とほぼ二分されていた（FASILD, 2004, 37）。
- 2 遅ればせながら、1995年のP. プティニャ/J. ストレフ＝フェナルの『エスニシティの理論』（PUF）、およびM. マルティニエッロ『現代社会科学におけるエスニシティ』（邦訳『エスニシティの社会学』白水社）を嚆矢とし、アメリカのエスニシティ理論の本格的な紹介が進むようになる。フランスで「エスニック」「エスニシティ」の概念の使用に伝統的に抵抗が大きかった理由については、後者（マリティニエッロ, 2002）を参照。
- 3 フランスで「コミュニタリズム」の語はどちらかといえばベジョラティブ的に用いられており、社会学用語として意味定義を行なうことは困難である。一般には、民族コミュニティが、排他的にそのアイデンティティや文化の承認を要求したり、なんらかの目的に対して利益集団的に行動したりする傾向をいう。

#### 【引用文献】

- Anderson, A. et H. Vieillard-Baron, 2000, *La politique de la ville*, Edition ASH
- Castles, S, 1994, Democracy and Multicultural Citizenship: Australian Debates and their Relevance for Western Europe, in R. Bauböck (Ed.), *From Aliens to Citizens: Redefining the Status of Immigrants in Europe*, Avebury.
- Conseil d'Etat, 1997, *Sur le principe d'égalité*, La Documentation Française.
- FASILD, *L'accueil à l'école des élèves primo-arrivant en France*, La Documentation Française, 2004.
- Haut Conseil à l'intégration, 1992, *Conditions juridiques et culturelles de l'intégration*, La Documentation

Française,.

Haut Conseil à l'Intégration, 1993, *Intégration à la française*, Union générale d'Éditions.

INSEE, 2001, *Tableaux thématiques : population immigrée et population étrangère*.

Lepoutre, D., 2005, *Souvenirs de familles immigrées*, Odile Jacob.

マルティニエッロ, M., 2002, (宮島喬訳) 『エスニシティの社会学』白水社。

宮島喬, 1997, 「移民労働者子弟における剥奪と戦略——言語, 教育, 統合をめぐる言説と実態」『Sociology Today』8号, お茶の水社会学研究会。

宮島喬, 2004, 『ヨーロッパ市民の誕生——開かれたシティズンシップへ』岩波書店。

OECD, 2004, *SOPEMI: Trends in International Migration*

ロールズ, J., 1979, 田中成明編訳『公正としての正義』木鐸社。

Rex, J, 1996, *Ethnic Minorities in the Modern Nation State : Working Papers in the Theory of Multiculturalism and Political Integration*, University of Warwick.

Richard, J-L, 2005, Les origines nationales, géographiques et culturelles dans la statistique publique des pays de l'Union européenne, dans L. Arnaud (sous la direction de), *Les minorités ethniques dans l'Union européenne*, La Découverte.

ストーン, J., 1989, 平野敏彦訳「正義は平等に非ず」カメンカ・イアースーン・テイ編 (田中成明・深田三徳監訳) 『正義論』未来社。

Weil, P., 1991, *La France et ses étrangers*, Calmann-Lévy.

Wieviorka, M., 2001, *La différence*, Ballard.